

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 国土交通省 ）

制 度 名	鉄道・運輸機構の行う基盤整備事業に伴い旅客会社等が取得した建物の所有権移転登記の特例措置の延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	基盤整備事業に伴い取得した建物の所有権の移転登記に係る登録免許税の非課税措置の延長 （関係条文） 租税特別措置法第 84 条、租税特別措置法施行規則第 31 条の 6		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	一百万円 （ 一百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 基盤整備事業を円滑に促進するために、自らの意思によらない建物移転の必要が生じた J R 貨物の負担を軽減する。 (2) 施策の必要性 基盤整備事業は、鉄道建設・運輸施設整備支援機構（旧日本鉄道建設公団）が日本国有鉄道清算事業団から承継した用地を更地化してその売却を図り、年金等債務の償還に充当するという、国鉄改革のスキームの一環として実施されるものであり、当該事業に伴い建物移転の必要が生じる J R 貨物の負担を軽減することで当該事業を円滑に実施し、国鉄改革の完遂を図る必要がある。 これまで 203 件の基盤整備事業が完了したところであり、交換契約を必要とする唯一残されている梅田貨物駅についても平成 18 年度から工事が開始され、平成 23 年度に吹田貨物ターミナルと百済駅に移転を完了する予定であったところ、工事の進捗に伴って埋蔵文化財が発見され、この影響等により工期を 2 年延長せざるを得ない状況となった。 本事業の円滑な促進を図るためには、自らの意思によらない建物移転の必要が生じることになる J R 貨物の協力を得る必要があり、そのためには本特例措置の延長が必要不可欠である。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基盤整備事業は、日本国有鉄道改革法などにに基づき、国鉄改革のスキームの一環として行われるものであり、政府全体、あるいは国土交通省の政策体系の中で優先度や緊要性の高い政策として明確に位置づけられている。
		政策の達成目標	J R 貨物梅田駅基盤整備事業の完了
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成 25 年 12 月 31 日までの 2 年延長
		同上の期間中の達成目標	J R 貨物梅田駅基盤整備事業の完了
	政策目標の達成状況	本特例措置等により、全国各地において行われた基盤整備事業の推進が図られた。(合計 203 件)	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	1 法人 日本貨物鉄道株式会社
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	自らの意思によらない建物移転の必要が生じることになる J R 貨物の協力を得ることができ、本事業の円滑な促進を図ることができる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業により取得した家屋等に係る固定資産税等の特例措置
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	<p>基盤整備事業の円滑な促進を図るためには、自らの意思によらない建物移転の必要が生じ、登録免許税を負担することになる J R 貨物の協力を得る必要があり、本特例により負担を軽減する支援措置を講じることは、本事業の円滑な促進を図る手段として妥当である。</p> <p>なお、これまでに 203 件の事業を行ってきた結果、J R 貨物梅田駅基盤整備事業が本特例措置を必要として唯一残すのみとなっていることから、適用数が少ないものであり、想定外に僅少であったり、想定外に特定のものに偏ったりしているものではない。</p>	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	平成 21 年度減税相当額 18 万円 建物課税標準価格 9,000,000 円 × 税率 20/1000 = 180,000 円 これまでに 203 件の事業を行ってきた結果、JR 貨物梅田駅基盤整備事業が本特例措置を必要として、唯一残すのみとなっていることから、適用数が少ないものであり、想定外に僅少であったり、想定外に特定のものに偏ったりしているものではない。
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	基盤整備事業については、これまで本特例措置等の効果により円滑に進められ、JR 貨物梅田駅基盤整備事業が本特例措置を必要として唯一残すのみとなっており、当該事業に伴い自らの意思によらない建物移転の必要が生じる JR 貨物の協力を得て着実に推進しているところである。
	前回要望時の達成目標	JR 貨物梅田駅基盤整備事業の完了
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	梅田駅の機能移転先である吹田地区・百済地区において埋蔵文化財が発見され、工事工程に与える影響を検証した結果、当初の計画を見直すことの必要が生じ、予定していた平成 23 年度の移転の完了が 2 年延長の 25 年度に遅延することとなったため。
これまでの要望経緯	昭和 63 年度税制改正要望提出 (創設) 平成 9 年度税制改正要望提出 (延長) 平成 14 年度税制改正要望提出 (延長) 平成 19 年度税制改正要望提出 (延長)	